

市職員の懲戒処分等について（公表）

地方公務員法の規定に基づき、職員の懲戒処分を行いましたので、次のとおり公表します。

1 被処分者

健康福祉部 主任主事（37歳）

2 処分内容

減給10分の1 6月間

3 処分年月日

平成23年12月21日

4 事実の概要及び処分の理由

事業者に対するねたきり身体障がい者入浴サービスの委託料について、平成22年2月分から平成23年2月分までの請求書を放置し、計5,059,681円の支払い遅延を発生させた。

また、事業者5社に対する扶助費の支払いについて、平成21年10月分から請求書を放置し、未払いを継続的に発生させ、平成23年7月分までの計8,405,408円の支払い遅延を発生させた。

これらの行為は、地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号に該当するため懲戒処分とした。

5 その他

下記の職員についても管理監督者責任で懲戒処分等を行った。

(1) 健康福祉部長 「文書訓告」

(2) 健康福祉部次長 「文書訓告」

(3) 元 健康福祉部障がい福祉課長 「戒告」

(4) 健康福祉部障がい福祉課長 「減給10分の1 1月間」

(5) 健康福祉部障がい福祉課係長 「減給10分の1 1月間」

— 市民の皆様へ —

今回の件では、市政に対する信頼を著しく損なうこととなってしまいました。心からお詫び申し上げます。こうした不適正な事務処理が二度と行われないよう、管理体制を強化し、再発防止のため最大限の努力をまいります。

鎌ヶ谷市長 清水 聖士

問い合わせ 鎌ヶ谷市総務企画部総務課人事室
電話047-445-1141（代）内線336